

■ 病院機能部会 報告

病院機能部会は、平成30年度から令和元年度にかけて、計三回開催し、以下の事項が協議され、承認された。

1. 都指定(認定)病院の要件の改正について

(1)「東京都がん診療連携拠点病院」の指定要件改正

○原則として、がん診療連携拠点病院の新要件と同様とする。
ただし、相当の理由がある場合は、個別に判断する。

→がん相談支援センターの相談支援に携わる者の研修受講に関しては、必須化するが、経過措置期間を1年間設ける。

(2)「東京都がん診療連携協力病院」の指定要件改正

①診療機能（医療安全の推進等を含む）については、原則、がん診療連携拠点病院の新要件と同様とする。
ただし、部位ごとの指定であることを考慮して、放射線治療における他施設の連携などについては、例外として一部要件緩和や特例措置を行う。

→集学的治療や手術療法などの要件については、5大がん全てに対応できるようにするのではなく、指定を受けようとするがん種にのみ対応していればよいとする。

など

②地域の支援機能として行う、地域の関係者などを集めた研修会などは、必要に応じて、要件を一部緩和する。

→地域の医療機関等の医療・介護者従事者と情報共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けることについては望ましいとし、要件緩和を行う。

など

(3)「東京都小児がん診療病院」の認定要件改正

○国指定の小児がん拠点病院の「AYA世代への対応強化」や「PDCAサイクル」「医療安全の推進」等の新要件を基礎とし、ネットワークの構築・施設間の連携を目指す制度であることを鑑み、要件の一部緩和などを行う。

→国の定める診療実績の要件と同様とするが、都内の地域性などの実態を反映できる要素を盛り込む。

など

2. 今後のスケジュールについて

今後の要件改正から新要件による指定（認定）までのスケジュールは以下のとおり

		令和元年度			令和2年度
		第2四半期	第3四半期	第4四半期	4月
都		各病院の指定及び認定要件(設置要綱)改正	事前審査等	指定等に係る選考委員会の開催	新要件による指定開始
病院		各病院からの指定申請等			